

保育所の認可に係る意見聴取について (概要資料)

- (1)意見聴取の位置づけ、根拠
- (2)児童福祉施設(保育所)の設置の認可について

(1)意見聴取の位置づけ、根拠

認可申請があった児童福祉施設(保育所)について、児童福祉法第35条第6項の規定に基づき、意見聴取を行うもの。(認可主体は市であり、法令上の基準への適合性に係る審査を経た上で、意見聴取を行う。)

本認可申請については、市立大黒保育所の令和6年度からの民間移譲に伴い、運営法人から申請が行われたもの。

【参考】

児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抜粋)

第35条(児童福祉施設の設置)

- ④ 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。
- ⑥ 都道府県知事は、第4項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

第8条(審議会の設置及び権限)

第9項、第18条の20の2第2項、第27条第6項、第33条の15第3項、第35条第6項、第46条第4項及び第59条第5項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第12条第1項の規定により同法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会(以下「地方社会福祉審議会」という。)に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない。

佐世保市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第22号)(抜粋)

第1条(設置)

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第1項、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第25条の規定に基づき、佐世保市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(2) 児童福祉施設(保育所)の設置の認可について

【概要】

① 施設区分

保育所

② 施設等概要

- ・設置主体: 社会福祉法人光洋会
- ・所在地: 佐世保市稻荷町2番25号
- ・定員: 100名 (0歳児:10人 1歳児:18人 2歳児:18人 3歳児:18人 4歳以上児:36人)
- ・施設面積: 865.88㎡
(乳児室:44.20㎡ ほふく室:64.20㎡ 保育室:219.6㎡ 遊戯室:86.4㎡ その他:451.48㎡)
- ・開所時間: (平日・土曜)7時00分～19時30分 (日曜・祝日)休業
- ・給食: 有(自園調理)

③ 認可申請の内容

別紙資料のとおり

④ 認可年月日(予定)

令和6年4月1日